

緊急事態時の 衆院解散禁止

維新、国民が改憲案

日本維新の会と国民民主
党、衆院会派「有志の会」
は十九日、緊急事態条項を
巡る憲法改正案を発表し
た。緊急事態下で選舉実施
が困難な場合、国會議員任
期の六ヶ月延長を可能にす
る条文案を二月に公表して
いたが、国会機能を維持す
るための規定を新たに追加
した。緊急事態下の衆院解
散や国会閉会、改憲発議の
禁止が柱となつてゐる。

衆院解散と国会閉会の禁
止は、緊急時こそ国会機能
維持が重要だとして、衆院
議員不在の事態を回避する
のが狙い。同時に、平時も命
めた措置として、臨時国会
の召集要求があれば、内閣
に対し、その日から二十日
以内の召集を義務付けた。

緊急事態と定めるのは①
武力攻撃②内乱・テロ③自
然災害④感染症の蔓延⑤自
その他これらに匹敵する事
態の一の五つ。追加案では、
内閣が緊急事態と判断した
場合、国会の事前承認を経
て宣言を出す」といふを原則と
するも規定した。期間の上
限は六ヶ月とする。

二党派は、緊急事態時に
法律と同じ効力を持つ「緊
急政令」制度についても検
討すべしと説明。設ける場合
は、国会承認は例外的に事
後でも可能とする」とも議
論する。

参院の緊急集会に關し、
衆院解散時だけではなく、衆
院議員の任期満了時にも内
閣が開催を要求できる項目
も新設した。

維新の音喜多駿政調会長
は記者会見で「来年の通常
国会での改憲発議に向か
理解を呼びかけたい」と述
べた。